入　札　公　告

公立大学法人前橋工科大学で使用する電気の購入について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１月１３日

公立大学法人前橋工科大学
理事長　西　薗　大　実

記

１　入札に付する事項

⑴ 件名　　公立大学法人前橋工科大学で使用する電気

⑵ 仕様　　別紙仕様書のとおり

⑶ 契約期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

⑷ 入札方法　　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（従量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本学が別途提示する各月の契約予定電力及び予想使用電力量に基づき算出した年額を入札金額とする（燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない。）。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札内訳書の作成に当たっては、課税事業者については、基本料金単価及び従量料金単価は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、各月の消費税は、１０％として算定すること。

２　入札参加資格

この一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、当該一般競争入札参加資格確認結果通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

⑴ 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第３条及び第４条に該当しない者であること。

⑵ 前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格について、次の営業品目について令和７・８年度の入札参加資格の認定を受けている者であること。

業者種別：物品・役務　資格区分：物品の販売　営業品目（大分類）：電力

⑶ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。

⑷ 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑸ 過去に予定使用電力が同規模の他の公立大学法人又は官公庁との契約の実績があること。

⑹ 履行開始日から送電をすることが可能である者であること。

３　入札説明書の配布期間、方法及び問合せ先

⑴ 配布期間　　令和８年１月１３日（火）から令和８年１月２３日（金）まで

⑵ 配布場所　　本学ＨＰからダウンロードすること。
URL: http://www.maebashi-it.ac.jp/info/news/post_236.html

⑶ 問合せ先　　公立大学法人前橋工科大学
事務局　総務課　総務企画係（担当：伊藤・稲村）
電話：027-265-7351

４　入札参加資格の確認等

この一般競争入札に参加しようとする者は、事前に一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。この場合において、詳細は、入札説明書によるものとする。

５　入札に関する事項

⑴ 入札期間等

ア　入札の方法

入札は、４の規定に基づき、一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格がある旨の確認とする通知を受けている者からの、入札書及び５⑵エの入札内訳書（以下「入札書等」という。）の持参又は特定記録郵便による郵送により行うものとする。

イ　入札期間

令和８年２月２日（月）から令和８年２月１２日（木）午後５時まで

ウ　提出・送付先

〒３７１－０８１６
前橋市上佐鳥町４６０番地１
公立大学法人前橋工科大学事務局総務課　担当：伊藤
※　直接持参する場合の受付時間は、午前９時から午後５時まで（土・日・祝日を除く。）

エ　開札の日時
令和８年２月１３日（金）　午前１１時から

オ　開札の場所
前橋工科大学　１階　多目的ホール
開札への参加は任意とする。ただし、入札参加者以外の入場は認めない。

(2) 入札時における注意事項

ア　入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為をしないこと。

イ　入札者は、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

ウ　代理人が入札しようとするときは、入札書（様式第６号）及び入札内訳書（様式第７号）が封入された封筒のほか、委任状（様式第４号）を提出すること。

エ　入札金額の算出基礎として、積算内訳を作成し、入札書に同封すること。この場合において、積算内訳は、入札内訳書（様式第７号）に記入するものとする。ただし、入札内訳書に積算の内訳を記載することが困難な場合は、当該入札内訳書に別紙として添付するものとする。

オ　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

６　入札保証金
免除

７　入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

(1) この一般競争入札に参加するために必要な入札参加資格のない者の入札
(2) 入札金額が訂正されている入札書による入札
(3) 入札要件の判明できない入札書による入札
(4) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(5) 民法（明治２９年法律第８９号）第９５条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(6) 入札内訳書を提出しなかった者の入札

(7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。なお、開札時において２に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記(1)に該当する。

8　落札者の決定

(1) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第６条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。**ただし、契約は、落札金額を構成する単価で締結するものとする。**

(2) 落札者となるべき者が２者以上あるときは、くじで落札者を決定する。

(3) 開札の結果は、開札後に入札参加者全員に通知するものとする。

9　その他

(1) 現地説明会は、開催しない。

(2) 書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(3) 書類の提出期限後における差替え又は再提出は、認めない。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

(6) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、公立大学法人前橋工科大学物品購入契約等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(7) 入札参加者は、入札についての注意事項を熟読し、これを遵守すること。

(8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、この入札公告２(2)に掲げる入札参加資格について、公立大学法人前橋工科大学が本公告における申請状況等を前橋市に照会することに同意したものとする。